

保育所等訪問支援事業って？

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、支援学校などに通う障害のあるお子さんを対象に、集団生活に適応できるように訪問支援員が集団の場を訪問してお子さんの過ごし方について直接支援したり、先生方へ支援方法についてともに検討したりアドバイスをを行います。児童福祉法に基づいて行われるサービスです。利用にあたっては、保護者の方が障害児通所支援受給者証を申請していただくことが必要になります。

保護者の方、保育所や幼稚園、認定こども園の先生方、それぞれの思いを尊重しながら、専門的な支援を行うことで、お子さんが安心して園生活、学校生活を送ることができるようにサポートします。

ひとりひとりのお子さんが地域で生き生きと暮らしていけるように一緒に考えていきましょう！

お問い合わせ

東大阪市立 障害児者支援センター
レピラ内 東大阪市立はばたき園

東大阪市菱江 5-2-34
TEL 072-975-5701
FAX 072-975-5714

保育所等 訪問支援事業

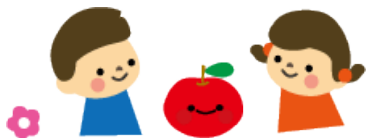
東大阪市立はばたき園



こんなことはありませんか？

- ・ことばが遅い
- ・じっとできずよく動く
- ・こだわりやかんしゃくがある
- ・クラス集団から離れて一人遊びが多い
- ・友達とうまく遊べない
- ・不安な様子で園や学校に行きたがらないなど

お子さんがどうしてそのような行動をするのかを一緒に考え、どのような手立てをしたらよいかをさぐっていきます。



事業の概要

- 対象：保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、支援学校など児童が集団生活を営む場に通っている障害のあるお子さん
- ※障害者手帳の有無は問いませんが、受給者証申請にあたって診断書が必要になる場合があります。
- 支援方法：東大阪市立はばたき園の訪問支援員（児童指導員）が訪問して、お子さんの過ごし方について直接支援を行ったり、所属の先生方に間接的な支援（相談・アドバイスなど）を行います。
- 訪問頻度：月に1～2回、1回1～2時間の訪問支援を行います。
- ※訪問の頻度はお子さんの状況によって異なります。
- 費用：利用にあたっては、障害児通所支援受給者証の取得が必要です。受給者証に基づいて利用者負担が発生します。1回の利用者負担額はおよそ2000円です。所得に応じて負担上限月額が定められています。

※ 年少、年中、年長児は無償化対象です。

申し込みにあたって

まず、東大阪市立はばたき園にご連絡ください。受給者証の申請や利用開始についてご説明させていただきます。

①申し込み・相談予約

障害児相談支援事業所にて「児童発達支援等サービス利用計画」を作成してもらいます

②初回の相談

保護者の方と面接をさせていただき、保育所等の生活で困っていること、心配なことを伺います。また必要に応じて実際の園や学校での生活を見させていただくこともあります。

③利用契約

保育所等訪問支援事業の利用契約を結びます。受給者証が必要です。

④個別支援計画の作成・確認

個別支援計画を作成し、保護者の方に確認してもらいます。

⑤訪問支援の開始

個別支援計画に基づいて、お子さんの通っている保育所等への訪問を開始します。